

健発0407第7号
令和2年4月7日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和2年厚生労働省告示第175号）及び新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置（令和2年厚生労働省告示第176号）は、本日、別添のとおり公布され、本日から施行される。

これらの概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項の規定による要請を行うことが特に必要な施設関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項の規定により新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）を法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「令」という。）第 11 条第 1 項第 14 号の規定を適用する場合においては、同号に規定する新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設は、次に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えないものとする。

- (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (2) 集会場又は公会堂
- (3) 展示場
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

2 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置関係

法附則第 1 条の 2 第 1 項の規定により新型コロナウイルス感染症を法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等とみなして令第 12 条第 6 号の規定を適用する場合においては、同号に規定する新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とすること。

以上